

山梨県公報

号外第六号

平成十八年

三月一日

水曜日

目次

告示

字の名称変更……………

市町村の配置分合に伴う郡の人口の告示……………

市町村の配置分合に伴う市及び町の人口の告示……………

特定工場等において発生する騒音及び特定建築作業に伴って発生する騒音
について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規
制基準の一部改正……………

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指
定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………

悪臭原因物質の排出規制地域及び規制基準の一部改正……………

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改
正……………

告示

山梨県告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、甲府市長から次のとおり字等の名称を変更する旨の届出があつた。

平成十八年三月一日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字等の名称	変更後の字等の名称
右左口	右左口町
心経寺	心経寺町
中畑	中畑町

上向山	上向山町
下向山	下向山町
白井	白井町
上曽根	上曽根町
下曽根	下曽根町
梯	梯町
古閑	古閑町

山梨県告示第十号

平成十八年三月一日に東八代郡中道町及び西八代郡上九一色村を廃し、中道町並びに上九一色村大字梯及び古閑の区域を甲府市に、上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を南都留郡富士河口湖町にそれぞれ編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十六条第一項第一号の規定に基づき、東八代郡、西八代郡及び南都留郡の区域の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月一日

山梨県知事 山本 栄彦

東八代郡 五二一
西八代郡 一七、九三九
南都留郡 四八、九〇一

山梨県告示第十一号

平成十八年三月一日に東八代郡中道町及び西八代郡上九一色村を廃し、中道町並びに上九一色村大字梯及び古閑の区域を甲府市に、上九一色村大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を南都留郡富士河口湖町にそれぞれ編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七条第一項第二号の規定に基づき、同市及び同町の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月一日

甲府市 二〇〇、〇九八
富士河口湖町 二五、一一六

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第百十二号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和五十二年山梨県告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中、「中道町、上九一色村」を削る。
別添図面中上九一色村に係る部分を次の図のように改める（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県富士北麓・東部地域振興局及び富士河口湖町役場において公衆の縦覧に供する。）。

山梨県告示第百十三号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中、「中道町、上九一色村」を削る。
別添図面中上九一色村に係る部分を次の図のように改める（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県富士北麓・東部地域振興局及び富士河口湖町役場において公衆の縦覧に供する。）。

山梨県告示第百十四号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示
悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準（平成十六年山梨県告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十五号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から適用する。

平成十八年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一(三)10中「西八代郡上九一色村大字精進大見山五八八番の二七」を「南都留郡富士河口湖町大字精進大見山五八八番の二七」に、「東八代郡中道町大字右左口字上の原七六五番の一」を「甲府市右左口町字上の原七六五番の一」に改め、二中3を削り、4から10までを3から9とする。